

デイサービスセンター第二九重莊

通所介護事業及び介護予防通所サービス（通所介護相当サービス）運営規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人慈悲庵が設置運営するデイサービスセンター第二九重莊（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業及び指定介護予防通所サービス（以下「事業」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（基本方針）

第2条 利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

（運営の方針）

第3条

1. 本事業所において提供する事業は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
2. 利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画及び介護予防通所サービス計画（以下「個別援助計画」という。）を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
3. 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
4. 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
5. 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。
6. 居宅サービス計画及び介護予防サービス計画または介護予防ケアマネジメントが作成されている場合は、当該計画に沿った事業を提供する。

（事業所の名称）

第4条 本事業所の名称は次の通りとする。

デイサービスセンター第二九重莊

（事業所の所在地）

第5条 本事業所の所在地は次の通りとする。

静岡県浜松市浜名区都田町 16-5

(職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

1. 管理者 1名

管理者は、職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2. 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等、他の機関との連携において必要な役割を果たす。

3. 看護職員 1名以上

看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するためには必要な処置を行う。

4. 介護職員 5名以上

介護職員は、事業の提供にあたり利用者の心身状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。

5. 機能訓練指導員 1名以上（兼務職員を含む）

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

6. 事務員 1名

(営業日及び営業時間、サービス提供時間)

第7条 本事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

1. 営業日 月曜日から土曜日（12月29日～1月3日を除く）

2. 営業時間 8：00～18：00

3. サービス提供時間 9：10～16：15

4. 延長サービス 要介護と認定された方に限り、介護者の不在等やむを得ない理由の場合に限り、18：00を超えてご利用の場合に延長サービスを提供します。

営業日 月曜日から土曜日

利用料 18：00～18：30まで (30分に付き 500円)

18：30～19：00まで (上記の料金に加えさらに 500円加算)

定員 2人まで (要介護の方のみです。)

ご利用希望の2週間前までにお申し出頂き、原則として送迎サービスは行いませんので、ご家族にお迎えに来て頂きます。

5. 延長サービス利用時は、相談員・介護員・看護師等が必ずお迎えに来るまでご本人の

介添えをし、責任を以て対応します。

(利用定員)

第8条 一日に事業を提供する定員は以下に示す。

月曜・火曜・水曜・木曜・金曜：1単位40名
土曜：1単位35名

[指定通所介護及び指定介護予防通所サービスの内容]

第9条 事業の内容は次の通りとする。

1. 日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。
ア. 排泄の介助
イ. 移動の介助
ウ. その他必要な身体の介護
エ. 養護（休養）

2. 健康状態の確認

3. 機能訓練サービス

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。

ア. 日常生活動作に関する訓練
イ. レクリエーション（アクティビティ・サービス）
ウ. グループワーク
エ. 行事的活動
オ. 体操
カ. 趣味活動

4. 送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車輌により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車輌への昇降及び移動の介助を行う。

5. 入浴サービス

自宅における入浴が困難な利用者に対して、自立支援を促すとともに、必要な入浴サービスを提供する。

- ・ 入浴形態
 - ア. 一般浴槽による入浴
 - イ. 特殊浴槽による入浴
- ・ 介助の種類（必要に応じて行う）
 - ア. 衣類着脱

- イ. 身体の清拭、洗髪、洗身
- ウ. その他必要な介助

6. 食事サービス

- ア. 準備、後始末の介助
- イ. 食事摂取の介助
- ウ. その他必要な食事の介助
- エ. 調理

7. 相談、助言等に関すること

利用日及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

- ア. 日常生活動作に関する訓練の相談、助言
- イ. 福祉用具の利用法の相談、助言
- ウ. 住宅改修に関する情報提供
- エ. 家族介護者教室等の開催の情報提供
- オ. その他の必要な相談、助言

[通所介護計画及び介護予防通所サービス計画の作成]

第 10 条

1. 事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所介護計画及び介護予防通所サービス計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画及び介護予防サービス計画または介護予防ケアマネジメントが作成されている場合は、その内容に沿った個別援助計画を作成する。
2. 個別援助計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
3. 利用者に対し、個別援助計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

[指定通所介護及び介護予防通所サービスの利用料]

第 11 条

1. 本事業所が提供する事業の利用料は、介護報酬の告示上の額及び介護予防通所サービスの利用料は、介護報酬の告示上の額及び浜松市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者による第一号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱（以下「費用基準額要綱」という。）で定める額とする。
2. 本事業所は契約者との合意に基づき、介護保険給付対象外のサービスを提供した場合、前項とは別に利用料を受ける。
 - ア. 次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行

う送迎に要する費用	送迎片道につき	100円
イ. 指定通所介護の利用者の希望により、介護報酬設定上通常の利用時間とされる時間を超えてサービスを提供する場合に要する費用のうち、介護報酬を超える額（時間延長サービス）	延長30分	500円
ウ. 食費（おやつ代含む）	食事1回分につき	750円
エ. おむつ代		実費
オ. キャンセル料	利用日の朝8時00分までに連絡を頂いた場合	無料
	利用日の朝8時00分までに連絡を頂けなかった場合	
		750円（食費）
カ. 指定通所介護の利用者で、体調不良等により利用を3時間未満で中止した場合（保険適応外）の利用料		1,750円（食費・介護料）
キ. 前各号に掲げるものの他、事業の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適當と認められる費用		実費
3. 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。		
4. 利用料の支払いは、現金又は銀行口座振込、口座引き落しにより、指定期日までに受ける。		

（通常の事業の実施区域）

第12条 通常の事業の実施区域は次の通りとする。

浜松市

浜名区	（都田、新都田一丁目～5丁目、滝沢町、鷺沢町 細江町小野、細江町氣賀、細江町中川、細江町三和、 引佐町井伊谷、引佐町金指、三ヶ日町大谷、 三ヶ日町佐久米、三ヶ日町都築、宮口、新原、平口、内野 内野台一～四丁目、染地台一～六丁目、沼、本沢合）
中央区	（初生町、三方原町、根洗町、豊岡町、東三方町、大原町、 三幸町、葵西一～六丁目、葵東一～三丁目、小豆餅一～四丁目、 幸一～五丁目、高丘北一～四丁目、高丘西一～四丁目、 高丘東一～五丁目、西丘町、萩丘一～五丁目、花川町、 高丘町、泉町、泉一～四丁目、有玉北町、有玉台一～四丁目、 有玉西町、有玉南町、積志町、西ヶ崎町、半田町、半田山一～六丁目）

(サービス提供記録の記載)

第13条 事業を提供した際には、その提供日及び内容、当該事業について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

(秘密保持)

第14条

1. 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。
2. 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じる。

(苦情処理)

第15条 提供した事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講ずるものとする。

(虐待の防止)

第16条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

(身体的拘束等の適正化)

第17条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを講じるものとする。

(損害賠償)

第18条 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第19条

1. 事業に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。
2. 従業者等は、感染症等に関する知識の習得に努める。
3. 事業所は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 20 条 サービス利用に当たって利用者及び家族の留意すべき事項は、次のとおりとする。

1. サービス利用に当たり、管理者及び従業者からの安全管理上の指示に従うこと。
2. 健康状態に異常がある場合にはその旨申し出ることとし、状態によってはサービス提供を見合わせる場合があること。
3. 施設内の設備及び備品等の利用に際しては、本来の用途に従い利用すること。
4. 決められた場所以外での喫煙はしないこと。
5. 管理者及び従業者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような行動・活動を行うこと。
6. サービスの利用に当たり、必要な物品を持参すること。
7. 緊急時等の連絡先を申し出ること。
8. 緊急時や災害時には管理者及び従業者の指示に従い、可能な限り協力すること。

(緊急時における対応方法)

第 21 条 事業の提供中に利用者的心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医或いは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第 22 条

1. 事業の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。
2. 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行うと共に、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。
3. 災害の発生時には、事業継続計画に基づいた対応を行う。

(その他運営についての留意事項)

第 23 条

1. 従業者等の質の向上を図るため、次の通り研修の機会を設ける。
 - ア. 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
 - イ. 階層別研修 隨時
2. 事業所は、全ての通所介護従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的に研修を受講させるために必要な措置を講じる。
3. 従業者等は、その勤務中、常に自分を証明する証票を携行し、利用者又は家族から求められたときは、これを提示する。

4. 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
5. 事業所は、運営規定の概要等の重要事項等について、書面掲示に加え、インターネット上での情報の閲覧が完結するよう、必要な情報をウェブサイトに掲載、公表をする。
6. この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人慈悲庵と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成12年4月1日から施行する。

この規定は、平成12年5月1日から改正施行する。

この規定は、平成13年12月1日から改正施行する。

この規程は、平成14年9月1日から改正施行する。

この規程は、平成14年12月1日から改正する。

この規程は、平成15年2月1日から改正施行する。

この規程は、平成15年4月1日から改正施行する。

この規程は、平成15年10月1日から改正施行する。

この規程は、平成16年3月1日から改正施行する。

この規程は、平成17年10月1日から改正施行する。

この規程は、平成18年4月1日から改正施行する。

この規程は、平成19年4月1日から改正施行する。

この規程は、平成20年5月1日から改正施行する。

この規程は、平成21年4月1日から改正施行する。

この規程は、平成22年4月1日から改正施行する。

この規程は、平成23年4月1日から改正施行する。

この規程は、平成24年5月1日から改正施行する。

この規程は、平成27年4月1日から改正施行する。

この規程は、平成29年4月1日から改正施行する。

この規定は、平成30年4月1日から改正施行する。

この規定は、平成31年4月1日から改正施行する。

この規定は、令和元年10月1日から改正施行する。

この規定は、令和2年5月1日から改正施工する。

この規定は、令和3年4月1日から改正施工する。

この規定は、令和4年4月1日から改正施工する。

この規定は、令和4年10月1日から改正施工する。

この規定は、令和5年4月1日から改正施工する。

この規定は、令和6年1月1日から改正施工する。

この規定は、令和6年4月1日から改正施工する。